

証券コード 4760

2022年11月10日

株 主 各 位

岡 山 市 中 区 桑 野 7 0 9 番 地 6

株 式 会 社 **アルファ**

代表取締役社長 高 尾 宏 和

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午後1時

2. 場 所 岡山市北区表町1丁目5番1号

岡山シンフォニーホール イベントホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

ご出席される場合は3頁の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのお願い」をご一読いただき、マスク着用のうえご出席いただきますようお願い申しあげます。

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第40期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-----------|-------------|
| 第 1 号 議 案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | 定款一部変更の件 |
| 第 3 号 議 案 | 取締役 2 名選任の件 |
| 第 4 号 議 案 | 監査役 2 名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<https://www.popalpha.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎基礎疾患のある方、ご高齢の方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願いいたします。

◎株主総会へのご出席をご検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただきまして、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願いいたします。

◎マスク着用のうえご来場いただきますようお願いいたします。

◎株主総会の運営にあたり以下の対応を予定しております。

- ・会場入口にサーモグラフィーカメラを設置し、体温チェックを実施いたします。

※体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。

- ・会場入口および会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・当社役員およびスタッフは、当日体調に問題がないことを確認したうえで参加し、感染防止のためマスク着用で対応させていただきます。
- ・会場内での飲料水のご提供は取り止めとさせていただきます。
- ・株主総会の議事進行を例年よりも円滑かつ効率的に執りおこなうことで、時間を短縮しておこなう予定です。

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年9月1日から)  
(2022年8月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種の普及により経済活動は徐々に再開され、企業収益や設備投資は持ち直しの動きが見られたものの、地政学的リスクや原油価格および原材料価格の高騰に急激な円安の進行も加わり、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは引き続きメーカーと小売業のタイアップ企画である消費者向け販促キャンペーンやPOPKITの受注強化など、販促製品・サービスを組み込んだ企画・提案に注力してまいりました。

ポップギャラリー製商品におきましては、オンラインショップ（WEB受注）の活用を図りましたが、新型コロナウイルス感染防止用品の反動減や、企業の経費抑制姿勢が強まったため、中小流通小売業からの受注が減少し、売上高は2,531百万円、構成比で45.0%となりました。

別注製品におきましては、メーカー向けキャンペーン資材に持ち直しの動きがみられたものの、イベント自粛の傾向が残っており、ノベルティ関連商品や演出物などの戻りが鈍く、総合スーパーやドラッグストア等からの受注が減少し、売上高は2,316百万円、構成比で41.2%となりました。

役務サービスにおきましては、デザイン受注の促進やデジタル技術を利用したキャンペーンを促進し、事務局運營業務の増注に努めた結果、売上高は775百万円、構成比で13.8%となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,623百万円（前連結会計年度は5,764百万円）となりました。

一方、損益面では効率化や人件費の削減など経費の抑制を図りましたが、中小流通小売業、総合スーパーやドラッグストア等からの受注が減少したことや、物価上昇によるコストの増加等もあり、営業損失は146百万円（前連結会計年度は88百万円の営業損失）、営業外収益において雇用調整助成金の受給等があったものの、経常損失は113百万円（前連結会計年度は4百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は133百万円（前連結会計

年度は690百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高は278百万円増加しております。よって、経営成績に関する説明の売上高については、前連結会計年度と比較しての増減率を記載しておりません。詳細は、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記（収益認識に関する会計基準等の適用）」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の品目別売上高は次のとおりであります。

| 品 目               | 売 上 高<br>(百万円) | 構 成 比<br>(%) | 前連結会計年度比<br>(%) |
|-------------------|----------------|--------------|-----------------|
| ポップギャラリー<br>製 商 品 | 2,531          | 45.0         | —               |
| 別 注 製 品           | 2,316          | 41.2         | —               |
| 役 務 サ ー ビ ス       | 775            | 13.8         | —               |
| 合 計               | 5,623          | 100.0        | —               |

なお、個別決算の業績につきましては、売上高は5,273百万円（前事業年度は5,342百万円）、営業損失は111百万円（前事業年度は57百万円の営業損失）、経常損失は106百万円（前事業年度は36百万円の経常損失）、当期純損失は125百万円（前事業年度は697百万円の当期純損失）となりました。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しているため、売上高については、前事業年度比を記載しておりません。

当社グループは広告等販売促進用品の企画・製作および販売等をおこなう事業の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、WEBショッピングサイトの改修等であり18百万円となりました。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、安定した運転資金を確保することを目的に、金融機関より長期借入金300百万円の調達を実施しました。

### (4) 事業の譲渡等の状況

該当事項はありません。

### (5) 財産および損益の状況

#### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                                                 | 第 37 期<br>(2019年 8 月期) | 第 38 期<br>(2020年 8 月期) | 第 39 期<br>(2021年 8 月期) | 第 40 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年 8 月期) |
|-----------------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                           | 7,037,579              | 6,130,207              | 5,764,901              | 5,623,412                           |
| 経常利益又は経常<br>損 失 ( △ ) (千円)                          | 40,689                 | △433,191               | △4,462                 | △113,602                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属<br>する当期純損失<br>(△) | 7,009                  | △610,621               | △690,265               | △133,828                            |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失 (△)                  | 8.72                   | △759.28                | △858.36                | △166.42                             |
| 総 資 産(千円)                                           | 5,151,138              | 4,252,409              | 3,823,133              | 3,521,832                           |
| 純 資 産(千円)                                           | 2,349,516              | 1,921,643              | 1,385,264              | 1,134,440                           |
| 1株当たり純資産額(円)                                        | 2,921.53               | 2,389.62               | 1,722.61               | 1,410.75                            |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式の総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。

## ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分                                | 第 37 期<br>(2019年 8 月期) | 第 38 期<br>(2020年 8 月期) | 第 39 期<br>(2021年 8 月期) | 第 40 期<br>(当事業年度)<br>(2022年 8 月期) |
|------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                          | 6,589,012              | 5,710,685              | 5,342,036              | 5,273,076                         |
| 経常利益又は経常<br>損 失 ( △ ) (千円)         | 75,324                 | △392,282               | △36,021                | △106,063                          |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (千円)          | 42,270                 | △645,446               | △697,845               | △125,723                          |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失 (△) | 52.56                  | △802.59                | △867.79                | △156.34                           |
| 総 資 産(千円)                          | 4,851,343              | 3,881,372              | 3,262,003              | 3,089,753                         |
| 純 資 産(千円)                          | 2,554,594              | 1,864,461              | 1,118,040              | 973,952                           |
| 1株当たり純資産額(円)                       | 3,176.53               | 2,318.51               | 1,390.31               | 1,211.17                          |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式の総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                  |
|-----------------|----------|----------|--------------------------------|
| 株式会社オーケー企画      | 10,000千円 | 100%     | 販売促進用品の企画<br>販売                |
| P O P K I T株式会社 | 15,000千円 | 100%     | 広告の販売、広告業<br>および広告宣伝に関<br>する業務 |

## (7) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題として以下の事象が発生しております。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

当社グループは前々連結会計年度、前連結会計年度および当連結会計年度において3期連続で営業損失を計上していることにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が発生していると認識しております。

これに関して、取引銀行との当座貸越契約等により必要な運転資金を確保しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、緊急事態宣言等の行動制限はおこなわれておらず、翌連結会計年度業績への影響は軽微であると仮定しております。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や原油価格および原材料価格の高騰や急激な円安の進行等により、受注減や仕入価格の上昇など業績への影響が続くものと想定されます。翌連結会計年度の上期についてはその影響が残りますが、下期より徐々に回復するものとして、ポップギャラリー製商品として“POP GALLERY”オンラインショップ（WEB受注）による売上増、別注製品・役務サービスは、SNSなどを活用した消費者向け販促キャンペーンの受注増、POPKITの受注拡大を目指してまいります。

以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## (8) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社2社で構成され、広告等販売促進用品の企画、提案から販売までをおこなう総合販売促進業で、ポスター、のぼり、タペストリー、POPなどの販売をおこなっております。



(9) 主要な事業所（2022年8月31日現在）

① 当社

|   |   |                                                                               |          |
|---|---|-------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 本 | 社 | 岡山市中区                                                                         |          |
| 支 | 店 | 仙台支店（仙台市宮城野区）、東京支店（東京都港区）、名古屋支店（名古屋市中区）、大阪支店（大阪市淀川区）、広島支店（広島市東区）、福岡支店（福岡市博多区） |          |
| 営 | 業 | 所                                                                             | 札幌ほか6営業所 |

② 子会社

|            |                                           |
|------------|-------------------------------------------|
| 株式会社オーケー企画 | 本社（東京都江戸川区）、大阪営業所（大阪市都島区）、配送センター（東京都江戸川区） |
| POPKIT株式会社 | 本社（東京都港区）                                 |

(10) 使用人の状況（2022年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 354(30)名  
(前連結会計年度末比11名減(4名減))

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは広告等販売促進用品の企画・製作および販売等をおこなう事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 339(29)名 | 10名減(4名減) | 39.2歳 | 13.9年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2022年 8 月31日現在)

| 借入先          | 借入額         |
|--------------|-------------|
| 株式会社トマト銀行    | 1,358,834千円 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 81,653      |
| 株式会社中国銀行     | 59,183      |

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年 8 月31日現在)

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 3,600,000株 |
| (2) 発行済株式総数    | 915,444株   |
| (3) 株主数        | 693名       |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

| 株主名             | 持株数      | 持株比率  |
|-----------------|----------|-------|
| 株式会社タカオコーポレイション | 228,800株 | 28.4% |
| アルファ社員持株会       | 60,293   | 7.4   |
| 株式会社シタナ         | 50,000   | 6.2   |
| 株式会社トマト銀行       | 39,000   | 4.8   |
| 浅野 薫            | 27,067   | 3.3   |
| 浜崎 正行           | 25,800   | 3.2   |
| 藤井 昌博           | 22,857   | 2.8   |
| 高尾 宏和           | 20,000   | 2.4   |
| 鈴木 荘平           | 15,100   | 1.8   |
| 株式会社ビザビ         | 14,860   | 1.8   |

(注) 持株比率は自己株式（111,304株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況

| 地 位                | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                      |
|--------------------|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長          | 浅 野 薫   | 株式会社オーケー企画取締役<br>POP K I T株式会社取締役                                  |
| 代 表 取 締 役 社 長      | 高 尾 宏 和 | 株式会社オーケー企画監査役<br>POP K I T株式会社代表取締役専務                              |
| 取 締 役              | 西 村 豊   | 株式会社ミスターマックスホールディングス取締役<br>オルソリパース株式会社取締役<br>株式会社T S I ホールディングス取締役 |
| 取 締 役              | 國 田 真由美 | 株式会社O C S アドバイザリーサービス取締役<br>みらいエール社会保険労務士法人代表                      |
| 取 締 役<br>(執行役員を兼務) | 岡 本 悟 征 | 東日本企画営業部、西日本企画営業部、営業推進部、メディア・デザイン部、POP GALLERY事業部、マーケティング室担当営業戦略室長 |
| 常 勤 監 査 役          | 安 福 勤   | POP K I T株式会社監査役                                                   |
| 監 査 役              | 有 澤 和 久 | 有澤会計事務所所長<br>株式会社ウエスコホールディングス監査役<br>岡山県貨物運送株式会社取締役                 |
| 監 査 役              | 青 山 智 紀 | 板野法律事務所勤務                                                          |

- (注) 1. 取締役西村 豊氏、國田真由美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安福 勤氏、有澤和久氏および青山智紀氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西村 豊氏、國田真由美氏、監査役有澤和久氏および青山智紀氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。
4. 監査役有澤和久氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中に取締役の地位、担当および重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

| 氏 名     | 地位、担当および重要な兼職の状況                                                              |                                                                               |              |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|         | 変 更 前                                                                         | 変 更 後                                                                         | 異 動 年 月 日    |
| 荻 野 一 郎 | 取締役兼執行役員<br>総務部、情報システム室担当兼内部<br>監査室長                                          | 取締役兼執行役員<br>総務部、情報システム室担当兼総務<br>部長、内部監査室<br>長                                 | 2021年9月1日付   |
|         | 取締役兼執行役員<br>総務部、情報システム室担当兼総務<br>部長、内部監査室<br>長                                 | 総務部技術顧問                                                                       | 2021年11月25日付 |
| 難 波 和 彦 | 取締役兼執行役員<br>財務部担当兼財務<br>部長、経営企画室<br>長                                         | 執行役員財務部担<br>当兼財務部長、経<br>営企画室長                                                 | 2021年11月25日付 |
| 枝 光 恭 宏 | 取締役兼執行役員<br>業務部担当兼業務<br>部長                                                    | 取締役兼執行役員<br>業 務 部 、POP<br>GALLERY事業部担<br>当 兼 業 務 部 長 、<br>POP GALLERY事業<br>部長 | 2021年9月1日付   |
|         | 取締役兼執行役員<br>業 務 部 、POP<br>GALLERY事業部担<br>当 兼 業 務 部 長 、<br>POP GALLERY事業<br>部長 | 執行役員業務部担<br>当兼業務部長、内<br>部監査室担当                                                | 2021年11月25日付 |

| 氏 名     | 地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                     |                                                                                                                                      |            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|         | 変 更 前                                                                                                                                | 変 更 後                                                                                                                                | 異 動 年 月 日  |
| 岡 本 悟 征 | 取締役兼執行役員<br>東日本企画営業部、西日本企画営業部、営業推進部、メディア・デザイン部、マーケティング室担当兼東日本企画営業部長、西日本企画営業部長、営業推進部長、営業戦略室長、開発室長、マーケティング室長                           | 取締役兼執行役員<br>東日本企画営業部、西日本企画営業部、営業推進部、メディア・デザイン部、POP GALLERY事業部、マーケティング室担当兼東日本企画営業部長、西日本企画営業部長、営業推進部長、POP GALLERY事業部長、営業戦略室長、マーケティング室長 | 2021年9月1日付 |
|         | 取締役兼執行役員<br>東日本企画営業部、西日本企画営業部、営業推進部、メディア・デザイン部、POP GALLERY事業部、マーケティング室担当兼東日本企画営業部長、西日本企画営業部長、営業推進部長、POP GALLERY事業部長、営業戦略室長、マーケティング室長 | 取締役兼執行役員<br>東日本企画営業部、西日本企画営業部、営業推進部、メディア・デザイン部、POP GALLERY事業部、マーケティング室担当兼営業戦略室長                                                      | 2022年4月1日付 |

6. 当事業年度末日後の2022年9月1日付で取締役の担当が次のとおり変更されました。

| 氏 名     | 担 当                                                                         |                                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 変 更 前                                                                       | 変 更 後                                                                                 |
| 岡 本 悟 征 | 取締役兼執行役員東日本企画営業部、西日本企画営業部、営業推進部、メディア・デザイン部、POP GALLERY事業部、マーケティング室担当兼営業戦略室長 | 東日本企画営業部、西日本企画営業部、営業推進部、メディア・デザイン部、POP GALLERY事業部、マーケティング部、WEB事業部、営業戦略室担当兼メディア・デザイン部長 |

7. 当社は、業務執行機能高め経営の迅速化・効率化を図り、より柔軟な組織運営に当たることを目的として執行役員制度を導入しており、取締役の岡本悟征氏は執行役員を兼務しております。

なお、2022年8月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

| 地 位     | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                           |
|---------|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 執 行 役 員 | 岡 本 悟 征 | 東日本企画営業部、西日本企画営業部、営業推進部、メディア・デザイン部、POP GALLERY事業部、マーケティング室担当兼営業戦略室長 |
| 執 行 役 員 | 難 波 和 彦 | 財務部担当兼財務部長、経営企画室長                                                   |
| 執 行 役 員 | 枝 光 恭 宏 | 業務部担当兼業務部長、内部監査室担当                                                  |
| 執 行 役 員 | 横 田 勝 志 | 子会社統括部長<br>株式会社オーケー企画代表取締役社長                                        |
| 執 行 役 員 | 上 山 充 功 | 情報システム室長                                                            |

(2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役と締結している責任限定契約の内容の概要

| 氏 名     | 責任限定契約の内容の概要                                                                                     |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西 村 豊   | 会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。 |
| 國 田 真由美 |                                                                                                  |

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識しておこなった行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分               | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の額（千円）      |             |            | 支給人数<br>(名) |
|-------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-------------|
|                   |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |             |
| 取 締 役<br>(内社外取締役) | 65,220<br>(10,050) | 65,220<br>(10,050) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 9<br>(3)    |
| 監 査 役<br>(内社外監査役) | 13,920<br>(13,920) | 13,920<br>(13,920) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 4<br>(4)    |
| 合 計<br>(内社外役員)    | 79,140<br>(23,970) | 79,140<br>(23,970) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 13<br>(7)   |

- (注) 1. 会社法第361条第1項の決議にもとづく取締役報酬限度額（使用人分は含まず）は年額150,000千円（1999年11月26日開催の第17期定時株主総会決議）、会社法第387条第1項の決議にもとづく監査役報酬限度額は年額30,000千円（1999年11月26日開催の第17期定時株主総会決議）であります。当該株主総会終結時点の取締役の人数は4名、監査役の人数は3名であります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与14,700千円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

|           | 兼 職 先 お よ び 兼 職 内 容                                                | 当該他の法人等との関係                                               |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 取締役 西村 豊  | 株式会社ミスターマックスホールディングス取締役<br>オルソリバース株式会社取締役<br>株式会社T S I ホールディングス取締役 | 当社と兼職先との間にはいずれも重要な取引その他の関係はありません。                         |
| 取締役 國田真由美 | 株式会社O C S アドバイザーサービス取締役<br>みらいエール社会保険労務士法人代表                       | 当社と兼職先との間にはいずれも重要な取引その他の関係はありません。                         |
| 監査役 安福 勤  | P O P K I T 株式会社監査役                                                | 当社が議決権100%を有する連結子会社であり、当社は同社のサービスの独占的な一次販売店としての取引関係があります。 |
| 監査役 有澤和久  | 有澤会計事務所所長<br>株式会社ウエスコホールディングス監査役<br>岡山県貨物運送株式会社取締役                 | 当社と兼職先との間にはいずれも重要な取引その他の関係はありません。                         |
| 監査役 青山智紀  | 板野法律事務所勤務                                                          | 当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。                             |



② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

|           | 活 動 状 況                                                                                                                                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 西村 豊  | 就任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。取締役会において、経営から独立した客観的、中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜おこなうなど、社外取締役として期待される役割を十分果たしております。                                             |
| 取締役 國田真由美 | 就任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。取締役会において、社会保険労務士としての豊富な経験と幅広い見識からの発言をおこない、社外取締役として期待される役割を十分果たしております。                                                                      |
| 監査役 安福 勤  | 当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会7回の全てに出席いたしました。取締役会において、客観的、中立的な経営監視の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜おこなっております。また、監査役会において、当社の経理システムおよび内部監査について適宜、必要な発言をおこなっております。                           |
| 監査役 有澤和久  | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席、監査役会7回の全てに出席いたしました。取締役会において、客観的、中立的な経営監視の観点および公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜おこなっております。また、監査役会において、当社の経理システムおよび内部監査について適宜、必要な発言をおこなっております。 |
| 監査役 青山智紀  | 就任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席、監査役会5回の全てに出席いたしました。取締役会において、客観的、中立的な経営監視の観点および弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜おこなっております。また、監査役会において、当社の経理システムおよび内部監査について適宜、必要な発言をおこなっております。      |

③ 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                         | 支 払 額    |
|-----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                  | 25,000千円 |
| 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

### (5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役および使用人の職務執行が、法令、定款および社会倫理規範に適合することを確保するため、各分掌に従い内部統制システムを整備し、社内に諸規則・マニュアルの周知を図る。また、その徹底をおこなうために、コンプライアンス委員会を設置し、取組を横断的に統括することによりコンプライアンスの維持・強化をおこなう。
- ② 取締役会は、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止し、監査役は前項の内部統制システムの有効性と機能を監督し、課題の早期発見と是正に努める。
- ③ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する法令等を遵守し、必要な体制の整備を図る。
- ④ 当社は、社会の秩序、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対処する。また、顧問弁護士、関係行政機関と緊密に連携し、適切に対応する体制を整備構築する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、文書取扱規程その他の管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的な媒体に記録し、保存する。
- ② 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別をおこない、リスク管理統括責任者を代表取締役社長として、当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。

- ② 当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制**

- ① 取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図る。
- ② 定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針および重要事項の決定ならびに業務執行状況の報告・確認等をおこなう。
- ③ 業務執行に当たっては、職務分掌規程および職務権限規程において、各人の責任と権限を定める。

**(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 子会社の取締役等の職務の執行における重要事項については「関係会社管理規程」により、取締役会または社長の承認を得なければならない。
- ② 子会社の管理に関しては関係各部署がこれを所管し、全般的な統括は経営企画室がおこなう。
- ③ 子会社の取締役は当社の取締役または執行役員が兼任し、取締役会または社長への報告・承認等が迅速に実施可能であり、職務の執行が効率的におこなえる体制としている。
- ④ 監査役または内部監査室は必要に応じて子会社の監査を実施し、社長および経営企画室担当取締役に報告をおこなう。社長および経営企画室担当取締役は必要に応じて指導または勧告をおこなう。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人（以下「補助使用人」という）に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役から、監査を十分におこなうために補助使用人を必要とする旨の申し出があった場合には、取締役会は、補助使用人の人数等の必要事項について審議し、その結果を監査役に報告する。
- ② 前項の補助使用人は監査役の指揮命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

**(7) 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 補助使用人に対する指揮命令権の監査役への帰属、および補助使用人の考課、異動等に関する同意権を監査役へ付与する。
- ② 必要な知識、能力を備えた選任または兼務の補助使用人を確保するとともに、監査役の補助業務への従事を確保する。

**(8) 当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
  - イ 取締役は次に定める事項を監査役に報告する。
    - (イ) 会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事項
    - (ロ) 毎月の経営状況として重要な事項
    - (ハ) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
    - (ニ) 重大な法令・定款違反
    - (ホ) 内部告発事案
    - (ヘ) その他コンプライアンス上重要な事項
  - ロ 使用人は、前項に掲げる事項について、監査役に直接報告することができる。
  - ハ 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を監査役におこなう。
  - ニ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
  - イ 取締役および監査役は次に定める事項を当社の監査役に報告する。
    - (イ) 会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事項
    - (ロ) 毎月の経営状況として重要な事項
    - (ハ) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
    - (ニ) 重大な法令・定款違反
    - (ホ) 内部告発事案
    - (ヘ) その他コンプライアンス上重要な事項
  - ロ 業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、前項に掲げる事項について、当社の監査役に直接報告することができる。

ハ 取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人は、当社の監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を当社の監査役におこなう。

ニ 重要な決裁書類は、当社の監査役の閲覧に供する。

**(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

コンプライアンスマニュアルに基づき、報告をした者は、その報告が真実である限り、これを理由とする何らの不利益も受けない。

**(10) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役の職務の執行に伴い生じる費用やその前払い等に関しては、当該監査役の請求に基づき、速やかにこれを処理するものとする。ただし、当該監査役の業務に関係しない請求はこれを認めない。

**(11) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役会に出席する他、必要と認められる重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、原則として定期的に監査役会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議をおこなうとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換をおこなう。
- ③ 監査役は、内部監査部門である内部監査室と連携し効率的な監査業務をおこなう。

### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

上記の業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役会・監査役会

- ① 取締役会は原則月 1 回開催しており、臨時取締役会を含め15回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。
- ② 監査役会は 2 ヶ月に 1 回開催しており、臨時監査役会を含め 7 回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しました。

#### (2) 内部統制・コンプライアンス・内部監査等

- ① 全社統制評価リストの見直し、運用評価スケジュールの作成、監査基本計画の作成（取締役会報告）をおこない、リスク管理委員会を 4 回開催し、全社統制評価を実施しております。また、業務フロー・RCM（リスク・コントロール・マトリクス）の見直しと運用評価、IT 全社統制、業務処理統制運用評価を実施しております。さらに、決算開示プロセスチェックを実施しております。
- ② 当事業年度のコンプライアンスプログラムを作成し、コンプライアンス委員会を 4 回開催しております。また、全役職員を対象に、コンプライアンスの啓蒙活動の一環としてコンプライアンス確認テストを 2 回、コンプライアンスニュースの発行を 1 回実施しております。
- ③ 内部監査室が作成した内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年 8 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【2,458,890】	【流 動 負 債】	【1,740,909】
現 金 及 び 預 金	1,120,879	支払手形及び買掛金	358,429
受取手形、売掛金及 び 契 約 資 産	834,836	電 子 記 録 債 務	139,578
商 品 及 び 製 品	383,617	短 期 借 入 金	690,000
仕 掛 品	49,174	1年内返済予定の長期借入金	254,631
原材料及び貯蔵品	4,884	未 払 金	83,129
そ の 他	66,088	未 払 費 用	79,782
貸 倒 引 当 金	△591	未 払 消 費 税 等	17,843
		未 払 法 人 税 等	13,128
		契 約 負 債	49,504
		賞 与 引 当 金	43,880
		そ の 他	11,003
【固 定 資 産】	【1,062,942】	【固 定 負 債】	【646,483】
(有形固定資産)	(768,437)	長 期 借 入 金	613,405
建 物 及 び 構 築 物	85,192	退職給付に係る負債	1,249
車 両 運 搬 具	50	繰 延 税 金 負 債	31,828
工具、器具及び備品	574	負 債 合 計	2,387,392
土 地	682,620	純 資 産 の 部	
(投資その他の資産)	(294,505)	【株 主 資 本】	【975,933】
投 資 有 価 証 券	58,755	資 本 金	409,796
長 期 貸 付 金	20,614	資 本 剰 余 金	417,733
差 入 保 証 金	100,308	利 益 剰 余 金	412,709
退職給付に係る資産	104,493	自 己 株 式	△264,304
そ の 他	30,477	【その他の包括利益累計額】	【158,506】
貸 倒 引 当 金	△20,144	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,899
		退職給付に係る調整累計額	161,405
資 産 合 計	3,521,832	純 資 産 合 計	1,134,440
		負債・純資産合計	3,521,832

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年9月1日から)
(2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		5,623,412
売上原価		3,434,267
売上総利益		2,189,145
販売費及び一般管理費		2,335,247
営業損失(△)		△146,101
営業外収益		
受取利息	240	
受取配当金	528	
受取手数料	517	
助成金収入	51,080	
債務免除益	8,489	
その他	760	61,616
営業外費用		
支払利息	9,059	
貸倒引当金繰入額	19,997	
その他	61	29,117
経常損失(△)		△113,602
特別損失		
減損損失	14,759	14,759
税金等調整前当期純損失(△)		△128,362
法人税、住民税及び事業税		5,465
当期純損失(△)		△133,828
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△133,828

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	409,796	417,733	560,518	△264,263	1,123,784
会計方針の変更による累積的影響額			18,185		18,185
会計方針の変更を反映した当期首残高	409,796	417,733	578,703	△264,263	1,141,969
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△32,166		△32,166
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△133,828		△133,828
自己株式の取得				△40	△40
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△165,994	△40	△166,035
当 期 末 残 高	409,796	417,733	412,709	△264,304	975,933

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,443	260,037	261,480	1,385,264
会計方針の変更による累積的影響額			—	18,185
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,443	260,037	261,480	1,403,449
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△32,166
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			—	△133,828
自己株式の取得			—	△40
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	△4,342	△98,631	△102,973	△102,973
当 期 変 動 額 合 計	△4,342	△98,631	△102,973	△269,009
当 期 末 残 高	△2,899	161,405	158,506	1,134,440

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数……………2社

連結子会社の名称……………株式会社オーケー企画
P O P K I T株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品及び製品、原材料、仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）

並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物10～50年、車両運搬具6年、工具、器具及び備品2～8年であります。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の事業者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領するため、重大な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

主要な取引における主な履行義務の内容と収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. ポップギャラリー製商品

ポップギャラリー製商品については、当社で企画・デザインして製作した販促用製品や既成の販促用商品を、カタログやWEBサイトにおいて販売を行っております。また、当社の連結子会社である株式会社オーケー企画では販促用器具等を当社と同様に販売を行っており、当社及び株式会社オーケー企画は各製商品の顧客先への配送の義務を負っております。これら製商品の履行義務は一定の期間にわたり充足されるものではなく、一時点で充足される履行義務であることから、その支配は納品時に顧客に移転し、その時点で履行義務は充足されると判断しております。なお、製商品の出荷から顧客に支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、製商品の出荷時点において収益を認識しております。

ロ. 別注製品

別注製品については、当社で販促用製品を顧客仕様にあわせて企画、デザインして製作した販促用製品の販売を行っております。これら製品の履行義務は一定の期間にわたり充足されるものではなく、一時点で充足される履行義務であることから、その支配は納品時に顧客に移転し、その時点で履行義務は充足されると判断しております。なお、製品の出荷から顧客に支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、製品の出荷時点において収益を認識しております。

ハ. 役務サービス

役務サービスについては、主に当社で販促用キャンペーン事務局の運営受託や販促物等のデザイン受託事業を行っております。キャンペーン事務局運営業務では契約の履行において、当社でコストが発生し、作業が進捗していくに伴い、当該顧客のためのオーダーメイドなサービスが完了に近づくため、事務局運営業務における作業の進捗度の測定にはインプット法を用いており、キャンペーン実施期間など一定の期間にわたり収益を認識しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ニ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦ ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金支払利息を対象に金利スワップ取引によりヘッジを行っております。

ハ. ヘッジ方針

より安定的な条件による資金調達のため、金利情勢に応じて変動金利と固定金利とのスワップ取引を行うものとしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、主要な取引である国内の製品及び商品販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、従来、キャンペーン事務局運営業務について、役務完了時に一時点で収益認識しておりましたが、業務の進捗度に応じて一定期間で収益を認識しております。また、従来、顧客から受け取る送料は純額で計上しておりましたが、財又はサービスの提供における当社の役割(本人又は代理人)を判断した結果、総額で収益を認識する方法(本人取引に該当)に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は278,531千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ9,537千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は18,185千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは繰延税金資産については、全額回収可能性がないと判断し、評価性引当額を控除したため計上しておりません。なお、連結貸借対照表に計上されている繰延税金負債は将来減算一時差異と相殺できない将来加算一時差異に基づくものであります。

繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を見積っております。収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得は、取締役会によって承認された事業計画に、過去における計画の達成状況等を考慮して見積っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、緊急事態宣言等の行動制限は行われておらず、業績への影響は軽微なものと仮定して事業計画を作成しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	5,939千円
電子記録債権	50,886千円
売掛金	767,430千円
契約資産	10,580千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 947,584千円

当該累計額には減損損失累計額が含まれております。

(3) 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	0千円
土地	125,000千円
計	125,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	150,000千円
1年内返済予定の長期借入金	23,112千円
長期借入金	111,756千円
計	284,868千円

(根抵当権の極度額は、157,500千円であります。)

(4) 当座貸越契約

当社及び連結子会社（株式会社オーケー企画）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,640,000千円
借入実行残高	690,000千円
差引額	950,000千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記 (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(2) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
岡山市中区	本社	建物及び構築物、車両運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェア等
札幌市厚別区	札幌営業所	車両運搬具

当社グループは、原則として、管理上の区分（主として支店等）を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度の営業損益において、減損の兆候がみられた本社（共用資産）及び支店等については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失14,759千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物531千円、車両運搬具3,823千円、工具、器具及び備品2,334千円、ソフトウェア7,364千円及びその他706千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額（不動産鑑定評価に基づく金額、備忘価額）が使用価値を上回るため、正味売却価額により測定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	915,444株
------	----------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年11月25日開催の第39期定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	32,166千円
--------	----------

1株当たり配当額	40円
----------	-----

基準日	2021年8月31日
-----	------------

効力発生日	2021年11月26日
-------	-------------

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年11月25日開催予定の第40期定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額	24,124千円
1株当たり配当額	30円
基準日	2022年8月31日
効力発生日	2022年11月28日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等を中心とし、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に運転資金であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、デリバティブ取引は、デリバティブ管理規程に基づき、実需の範囲内で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、市場価格のない株式等については次表に含めておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	58,755	58,755	—
資産計	58,755	58,755	—
長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	868,036	868,270	234
負債計	868,036	868,270	234

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

「現金及び預金」については、現金であること及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「受取手形、売掛金及び契約資産」については、これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

負債

「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載されております。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (千 円)
非 上 場 株 式	0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	12,113	—	—	12,113
社債	—	—	46,642	46,642
合計	12,113	—	46,642	58,755

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 (1 年内返済予定の長期借入金を含む)	—	868, 270	—	868, 270

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債は新株予約権付社債であり、将来キャッシュ・フロー及び株価ボラティリティ等により算定しており、観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、レベル 3 の時価に分類しております。

長期借入金 (1 年内返済予定の長期借入金を含む)

当該長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは広告等販売促進用品の企画・製作及び販売等を行う事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

ポップギャラリー製商品	2, 531, 409千円
別注製品	2, 316, 724千円
役務サービス	775, 279千円
顧客との契約から生じる収益	5, 623, 412千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5, 623, 412千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

イ. 契約資産及び契約負債の残高

契約負債は主に、製商品の引渡し前並びに役務サービスの完了前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。顧客との契約により生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	8,667	5,939
電子記録債権	87,202	50,886
売掛金	811,015	767,430
	906,885	824,255
契約資産	18,185	10,580
契約負債	50,945	49,504

ロ. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,410円75銭
- (2) 1株当たり当期純損失（△） △166円42銭

貸 借 対 照 表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【2, 248, 413】	【流 動 負 債】	【1, 507, 134】
現 金 及 び 預 金	1, 055, 547	支 払 手 形	120, 446
受 取 手 形	5, 474	電 子 記 録 債 務	139, 578
電 子 記 録 債 権	47, 643	買 掛 金	225, 561
売 掛 金	724, 929	短 期 借 入 金	500, 000
契 約 資 産	10, 580	1年内返済予定の長期借入金	231, 519
商 品 及 び 製 品	295, 206	未 払 金	80, 178
仕 掛 品	49, 174	未 払 費 用	76, 236
原材料及び貯蔵品	3, 038	未 払 消 費 税 等	17, 844
前 渡 金	13, 476	未 払 法 人 税 等	12, 563
前 払 費 用	39, 598	契 約 負 債	49, 504
そ の 他	3, 823	預 り 金	10, 057
貸 倒 引 当 金	△80	賞 与 引 当 金	43, 070
		そ の 他	576
【固 定 資 産】	【841, 339】	【固 定 負 債】	【608, 666】
(有形固定資産)	(642, 298)	長 期 借 入 金	501, 649
建 物	84, 228	退 職 給 付 引 当 金	88, 741
構 築 物	448	関係会社事業損失引当金	18, 276
車 両 運 搬 具	0		
工具、器具及び備品	0	負 債 合 計	2, 115, 801
土 地	557, 620	純 資 産 の 部	
(投資その他の資産)	(199, 041)	【株 主 資 本】	【976, 851】
投 資 有 価 証 券	58, 755	資 本 金	409, 796
関 係 会 社 株 式	0	資 本 剰 余 金	417, 733
出 資 金	20	資 本 準 備 金	417, 677
破 産 更 生 債 権 等	144	そ の 他 資 本 剰 余 金	56
長 期 貸 付 金	20, 614	利 益 剰 余 金	413, 626
関係会社長期貸付金	125, 000	利 益 準 備 金	29, 612
長 期 前 払 費 用	1, 188	そ の 他 利 益 剰 余 金	384, 014
会 員 権	28, 411	別 途 積 立 金	1, 470, 000
差 入 保 証 金	98, 064	繰 越 利 益 剰 余 金	△1, 085, 985
そ の 他	704	自 己 株 式	△264, 304
貸 倒 引 当 金	△133, 860	【評価・換算差額等】	【△2, 899】
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2, 899
資 産 合 計	3, 089, 753	純 資 産 合 計	973, 952
		負債・純資産合計	3, 089, 753

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年9月1日から)
(2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,273,076
売 上 原 価		3,217,108
売 上 総 利 益		2,055,968
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,167,577
営 業 損 失 (△)		△111,609
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	661	
受 取 配 当 金	528	
受 取 手 数 料	949	
債 務 免 除 益	8,489	
助 成 金 収 入	51,080	
そ の 他	718	62,427
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,338	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	792	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	31,412	
関係会社事業損失引当金繰入額	18,276	
そ の 他	61	56,881
経 常 損 失 (△)		△106,063
特 別 損 失		
減 損 損 失	14,759	14,759
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△120,822
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		4,900
当 期 純 損 失 (△)		△125,723

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から)
(2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	409,796	417,677	56	417,733	29,612	1,470,000	△946,280	553,331
会計方針の変更による累積的影響額							18,185	18,185
会計方針の変更を反映した当期首残高	409,796	417,677	56	417,733	29,612	1,470,000	△928,095	571,516
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				－			△32,166	△32,166
当期純損失 (△)				－			△125,723	△125,723
自己株式の取得				－				－
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)				－				－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△157,889	△157,889
当 期 末 残 高	409,796	417,677	56	417,733	29,612	1,470,000	△1,085,985	413,626

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△264,263	1,116,597	1,443	1,443	1,118,040
会計方針の変更による累積的影響額		18,185		－	18,185
会計方針の変更を反映した当期首残高	△264,263	1,134,782	1,443	1,443	1,136,225
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△32,166		－	△32,166
当期純損失 (△)		△125,723		－	△125,723
自己株式の取得	△40	△40		－	△40
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)		－	△4,342	△4,342	△4,342
当期変動額合計	△40	△157,930	△4,342	△4,342	△162,273
当 期 末 残 高	△264,304	976,851	△2,899	△2,899	973,952

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は、建物15～50年、車両運搬具6年、工具、器具及び備品2～8年です。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 ……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

- ③ 関係会社事業損失引当金 ……………関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財政状況等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の事業者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で損益計算書に表示しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として１年以内に受領するため、重大な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

主要な取引における主な履行義務の内容と収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① ポップギャラリー製商品

ポップギャラリー製商品については、当社で企画・デザインして製作した販促用製品や既成の販促用商品を、カタログやWEBサイトにおいて販売を行っており、各製商品の顧客先への配送の義務を負っております。これら製商品の履行義務は一定の期間にわたり充足されるものではなく、一時点で充足される履行義務であることから、その支配は納品時に顧客に移転し、その時点で履行義務は充足されると判断しております。なお、製商品の出荷から顧客に支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、製商品の出荷時点において収益を認識しております。

② 別注製品

別注製品については、当社で販促用製品を顧客仕様にあわせて企画、デザインして製作した販促用製品の販売を行っております。これら製品の履行義務は一定の期間にわたり充足されるものではなく、一時点で充足される履行義務であることから、その支配は納品時に顧客に移転し、その時点で履行義務は充足されると判断しております。なお、製品の出荷から顧客に支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、製品の出荷時点において収益を認識しております。

③ 役務サービス

役務サービスについては、当社で販促用キャンペーン事務局の運営受託や販促物等のデザイン受託事業を行っております。キャンペーン事務局運営業務では契約の履行において、当社でコストが発生し、作業が進捗していくことに伴い、当該顧客のためのオーダーメイドなサービスが完了に近づくため、事務局運営業務における作業の進捗度の測定にはインプット法を用いており、キャンペーン実施期間など一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金支払利息を対象に金利スワップ取引によりヘッジを行っております。

③ ヘッジ方針

より安定的な条件による資金調達のため、金利情勢に応じて変動金利と固定金利とのスワップ取引を行うものとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると思込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、主要な取引である国内の製品及び商品販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、従来、キャンペーン事務局運営業務について、役務完了時に一時点で収益認識しておりましたが、業務の進捗度に応じて一定期間で収益を認識しております。また、従来、顧客から受け取る送料は純額で計上しておりましたが、財又はサービスの提供における当社の役割(本人又は代理人)を判断した結果、総額で収益を認識する方法(本人取引に該当)に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は265,853千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ9,537千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は18,185千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千円

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. の金額の算出方法は、「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記（繰延税金資産の回収可能性）」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 899,520千円

当該累計額には減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 674千円

短期金銭債務 4,835千円

(3) 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権 614千円

(4) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 1,400,000千円

借入実行残高 500,000千円

差引額 900,000千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高 40,934千円

営業取引以外の取引による取引高 921千円

(2) 貸倒引当金繰入額

営業外費用に計上しております貸倒引当金繰入額は、長期貸付金及び関係会社長期貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 111,304株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

棚卸資産	32,983千円
貸倒引当金	40,798
賞与引当金	13,119
繰越欠損金	171,045
減損損失	185,600
関係会社株式	84,789
退職給付引当金	27,030
その他	33,129
繰延税金資産小計	588,496
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	△171,045
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△417,451
評価性引当額小計	△588,496
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	—

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
 税引前当期純損失のため注記を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	POPKIT株式会社	所有 直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注)	15,000 421	関係会社長期貸付金	125,000

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案の上決定しており、担保は受け入れておりません。
2. POPKIT株式会社への長期貸付金に対し、113,715千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金繰入額11,414千円を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,211円17銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△156円34銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年10月11日

株式会社アルファ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士	田中賢治
公認会計士	上坂岳大

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルファの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルファ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年10月11日

株式会社アルファ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田 中 賢 治
公認会計士 上 坂 岳 大

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルファの2021年9月1日から2022年8月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要

な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月13日

株式会社アルファ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 安 福 勤 (印)

社外監査役 有 澤 和 久 (印)

社外監査役 青 山 智 紀 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第40期期末配当）に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主重視の観点からの利益還元に努めるとともに、今後の企業体質の強化等を考慮して、当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、24,124,200円となります。
3. 期末配当が効力を生じる日（第40期期末配当金の支払開始日）
2022年11月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

下線は変更部分を示しております。

現行定款	変更案
<u>第16条（参考書類等のインターネット開示）</u> <u>当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u> <新設>	<削除> <u>第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>

現行定款	変更案
<新設>	附則 <u>第1条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</u> <u>当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u> <u>2. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制強化のため取締役を2名増員することとし、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
※ 1	なん ば かず ひこ 難 波 和 彦 (1961年1月11日生)	2010年6月 株式会社トマト銀行執行役員東京支店長兼経営企画部東京事務所長 2012年10月 同行営業企画部付部長 2013年6月 同行営業支援部長 2015年6月 同行奉還町支店長 2017年7月 当社へ出向 財務部部長 2017年11月 当社入社 財務部部長 当社取締役就任 当社財務部担当（現任） 当社財務部長 当社執行役員（現任） 2020年10月 当社経営企画室長 当社経営企画室担当（現任） [重要な兼職の状況] 該当事項なし	400株
※ 2	えだ みつ やす ひろ 枝 光 恭 宏 (1969年10月9日生)	1988年4月 当社入社 2015年4月 当社業務部長 2017年11月 当社執行役員（現任） 2019年11月 当社取締役就任 2020年11月 当社メディア・マーケティング部担当 2021年9月 当社POP GALLERY事業部長 2021年11月 当社内部監査室担当（現任） [重要な兼職の状況] 該当事項なし	1,200株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、難波 和彦氏および枝光 恭宏氏の選任が承認された場合は、同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、その損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役安福 勤氏および監査役有澤 和久氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	あ ぶく つとむ 安 福 勤 (1958年11月23日生)	2006年11月 株式会社トマト銀行八王寺支店長 2008年6月 同行中島支店長 2010年6月 同行福山支店長 2012年6月 同行野田支店長 2014年2月 同行審査部長 2014年12月 同行理事審査部長 2018年10月 同行理事審査部付部長 2018年10月 同行退行 2018年11月 当社常勤監査役（現任） 2019年3月 P O P K I T株式会社監査役（現任） [重要な兼職の状況] P O P K I T株式会社監査役	—
2	あり さわ かず ひさ 有 澤 和 久 (1962年3月16日生)	1989年8月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年1月 有澤会計事務所開設 所長（現任） 2014年10月 株式会社ウエスコホールディングス監査役（現任） 2015年9月 株式会社バルティス監査役 2015年11月 当社監査役（現任） 2016年6月 岡山県貨物運送株式会社取締役（現任） [重要な兼職の状況] 有澤会計事務所所長 株式会社ウエスコホールディングス監査役 岡山県貨物運送株式会社取締役	—

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 安福 勤氏および有澤和久氏は、社外監査役候補者であります。

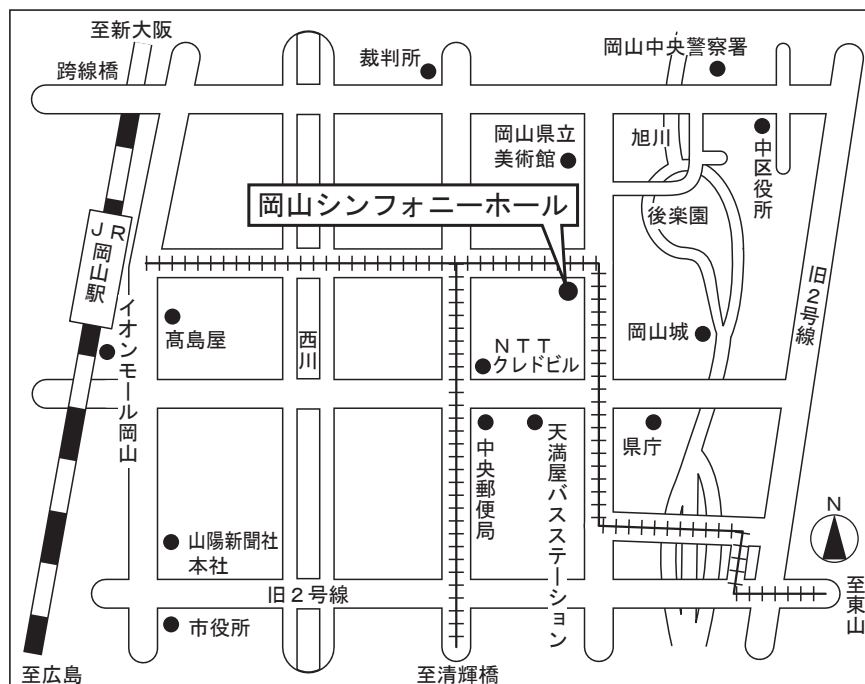
3. 安福 勤氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる銀行業務においてマネジメント能力に長けていること、また、審査部長として銀行本部業務も経験しており、客観的で広範な視野から企業活動全般にわたる監査が期待できるものと判断したためであります。
有澤和久氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する高度な専門知識と豊富な経験があることから、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
4. 安福 勤氏は、過去5年間に当社のメインバンクである株式会社トマト銀行の業務執行者でありました。同行は当社の特定関係事業者に該当いたします。
5. 有澤和久氏は東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
6. 当社は、安福 勤氏および有澤和久氏の選任が承認された場合は、同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、その損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(メモ)

株主総会会場ご案内図

会場 岡山市北区表町1丁目5番1号
岡山シンフォニーホール イベントホール



交通 JR岡山駅から東へ1km (徒歩約15分)

市内電車〈東山行〉・「城下」下車すぐ

宇野バス・「表町入口」下車すぐ

岡山市内循環バスめぐりん 京橋めぐりん・「表町入口」下車すぐ

天満屋バスステーションから北へ300m (徒歩約5分)